

## 本県における地域医療構想策定の体制

### 1 本庁

地域医療構想は、保健医療計画の一部として定めることとされていることから、**兵庫県医療審議会 保健医療計画部会**に諮問し、策定することとする。

また、保健医療計画部会は、各圏域から、地域医療構想の検討状況の報告を受け、助言することとする。

### 2 各圏域

地域医療構想は、「構想区域」毎に定めることとされているため、地域の医療関係者等の意見を計画に反映させる場として、**地域医療構想圏域検討委員会**を設置する。

#### (1) 設置単位の考え方

現行の2次保健医療圏域単位で設置する。

#### (2) 委員構成の考え方

ア 医療計画の一部として策定することから、圏域健康福祉推進協議会医療部会を地域医療構想圏域検討委員会として位置づける（圏域の実情に応じ、協議会本会を同委員会として位置づけることや、協議会等とは別に同委員会を設置することも可能）。

イ 医療法改正（H27.4.1 施行）を踏まえ、意見を聞く対象として保険者協議会等の代表者を委員に加える。

ウ 市町介護保険事業計画との整合を図るため、市町の代表者を委員に加える。

エ 構想策定後の「地域医療構想調整会議」への移行等、地域医療構想の実現に向けた取組を見据え、公立・公的・民間の病院及び有床診療所の代表者を委員に加える。

オ 地域医療構想の実現には県民等医療を受ける者の理解が欠かせないことから、住民の代表者を委員に加える。

